

釜石市 UI ターン者奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、釜石市(以下「市」という。)への移住の促進を図るため、就学に必要な資金の貸与(以下「奨学金」という。)を受けて大学等に進学した者が卒業後に市内に居住し、かつ、就業した場合、返還すべき奨学金に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入日 転入届(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入の届出をいう。)において転入をした日をいう。
- (2) UI ターン者 令和6年3月1日以降に大槌町以外の市外から市へ転入した者であって、3年以上市内に定住する意思があるもの(転入日の前1年以内に市内に住所を有していた者を除く。)をいう。
- (3) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、短期大学又は専修学校の専門課程又は通信教育課程をいう。
- (4) 児童 補助金の交付申請日が属する年度の4月1日時点において18歳以下である者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 学校等に進学し、在学している期間に次条各号に規定する奨学金の貸与を受け、補助金交付申請時において、奨学金の返還が発生又は残額がある者
- (2) UI ターン者で、かつ、補助金の交付申請日が属する年度の4月1日時点において、満39歳以下であること。ただし、児童を伴って転入する場合はこの限りでない。
- (3) 市内において就業している者。ただし、国家公務員又は地方公務員を除く。
- (4) 生活保護を受けていないこと。住居及び生計を共にする者についても、同様とする。
- (5) 補助金交付申請時において、奨学金の返還及び住民税に滞納がない者
- (6) 他の類する奨学金等返還支援制度を利用していない者
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難するべき関係を有していないこと。

(対象とする奨学金)

第4条 補助金の交付の対象とする奨学金は、次の各号に掲げるいずれかに該当するもののうち、返還義務のあるものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) あしなが育英会の奨学金
- (3) 公益財団法人交通遺児育英会の奨学金
- (4) 地方自治体が貸与する奨学金
- (5) その他市長が認める奨学金

(交付対象経費及び補助金額)

第5条 交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	補助金額
補助金の交付決定があった年度の4月1日から3月31日までの期間に返還すべき奨学金の額(繰上	交付対象経費の10分の10以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、月額1万円、年

償還による奨学金の額は含まない。以下「返還金額」という。)	額 12 万円を上限とする。
-------------------------------	----------------

(交付申請等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、釜石市 UI ターン者奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの
- (2) 返還金額及び返還期間が確認できるもの
- (3) 学校等を修了したことが確認できるもの
- (4) 就業していることを証明する書類
- (5) 住民票の写し
- (6) 申請者に係る転入前の住所地での居住記録が分かる住民票の除票又は戸籍の附票(市外に 1 年以上居住していたことが確認できるもの)
- (7) 納税証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請の期限は、毎年度 2 月 28 日とし、転入日から 6 か月以内とする。

3 補助金の交付の決定を受けた者は、第 3 条及び前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた初年度から起算して 3 会計年度を上限に、各年度 1 回に限り、補助金の交付を申請することができる。この場合において補助金交付申請の期限は、毎年度 2 月 28 日とする。

(届出事項)

第 7 条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 就業先を退職又は変更したとき。
- (3) 市外に転出したとき。

(完了期限等)

第 8 条 補助金請求書等の提出期限は、毎年度 3 月 31 日とする。

2 交付要領第 10 条第 5 号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 返還した奨学金の金額が確認できる書類
- (2) 就業していることを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

釜石市長 宛て

申請者住所

氏 名

電話番号

釜石市 UI ターン者奨学金返還支援補助金交付申請書

私は、本事業の趣旨を理解した上、釜石市に定住し、継続して就業する意思を有する者として、釜石市 UI ターン者奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、釜石市 UI ターン者奨学金返還支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本申請に関して、住民基本台帳、市税情報及び暴力団員等に関する各種個人情報について、市が調査することに同意します。

記

申請区分	令和 年度 ・ 令和 年度 ・ 令和 年度
奨学金貸与機関の名称	
奨学金返還期間	年 月 ～ 年 月
ひと月当たりの返還金額	円
これまでの返還金額	円
奨学金借入残額	円
申請年度における奨学金返還予定額	円
交付申請額	円
その他の奨学金返還支援制度の利用有無	受けていない ・ 受けている